

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます）が成立し、同月9日に公布されました。

これまで、氏名のフリガナは戸籍の記載事項とされていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名のフリガナが記載され、公証されることになりました。（令和7年5月26日施行）

戸籍にフリガナが記載される流れ

1. 本籍地の市区町村からフリガナの通知

本籍地の市区町村から、住民票の情報を基にして作られた戸籍に記載する予定のフリガナをお知らせする通知書が郵送で届きます。

通知書は、戸籍単位で郵送され、戸籍内で同じ住所の人は1通に4名まで記載されます。戸籍内で別住所の人には、その住所地に郵送されます。

郡上市では、7月下旬から8月にかけて順次発送する予定です。

2. 通知されたフリガナの確認

通知書が届きましたら、記載された氏名のフリガナを必ずご確認ください。特に「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字が大文字になっている場合や、濁音の有無が違っている可能性があります。

例：（誤）「シンジヨウ」→（正）「シンジョウ」 小さい「ヨ」が大文字になっている
（誤）「ハマザキ」→（正）「ハマサキ」 濁音の有無

◆フリガナが日常使用しているフリガナと同じ場合

届出をする必要はありません。届出をしなくても、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

◆フリガナが日常使用しているフリガナと違う場合

正しいフリガナの届出をしてください。期限：令和8年5月25日

3. 届出の方法

氏名のフリガナが違っていた場合は以下の方法で届出ができます。

- ①マイナポータルを利用してオンラインで届出。
- ②市役所本庁舎市民課と各振興事務所窓口での届出
- ③郵送による届出

※氏名のフリガナの届出を行った後に、再度フリガナを変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

4. 市区町村長によるフリガナの記載

令和8年5月25日までに氏名のフリガナの届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が通知した氏名のフリガナを戸籍に記載します。

この場合、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。

詐欺にご注意ください

- 氏名のフリガナの届出に手数料はかかりません。
- 法務省職員や市職員が、届出のために金融機関の口座番号をお聞きすることはありません。
- 届出にあたって、金銭を支払うよう要求することはありません。



詳しくは、法務省または市ホームページをご確認ください。



法務省
ホームページ



市ホームページ

問 総務部市民課 67-1816